

論点 8 関連

【論点】

8 送出機関及び送出しの在り方

(1) 送出機関の適正化等の在り方

(2) 外国人の来日前の手数料負担を減少させる方策

(3) 国際的なマッチング（職業紹介）機能の適正化方策（監理団体等の関与の在り方を含む。）

資料目次

・技能実習と特定技能の制度比較(概要)	P. 1
・技能実習制度における外国の送出国機関	P. 2
・技能実習制度に関する二国間取決め	P. 3
・技能実習MOCに基づく送出国政府への通報状況	P. 4
・技能実習生の来日前の支払費用、借金の実態	P. 5
・特定技能制度に関する二国間取決め	P. 6
・特定技能MOCに基づく送出国政府への通報状況	P. 7
・特定技能外国人の求職における手数料支払のための借金の実態	P. 8
・国外にわたる職業紹介について①	P. 9
・国外にわたる職業紹介について②	P. 10
・海外に移動する送出国の移住労働者の現状	P. 11
・諸外国における非専門的・非技術的分野労働者の受入れ制度(二国間協定)①	P. 12
・諸外国における非専門的・非技術的分野労働者の受入れ制度(二国間協定)②	P. 13
・韓国の雇用許可制における渡航前の支払手数料額	P. 14

技能実習と特定技能の制度比較（概要）

	技能実習（団体監理型）	特定技能（1号）
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／ 出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
制度目的	国際貢献のため、開発途上国等の外国人を受入れOJTを通じて技能を移転するもの	深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるもの
関係省庁の関与	制度所管省庁（法務省・厚生労働省）	制度所管省庁（法務省・外務省・厚生労働省・国家公安委員会）及び分野所管省庁
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし （介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり）	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 （技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
送出機関	外国政府の推薦又はMOCに基づき認定を受けた機関	MOCが作成されている外国政府によって送出機関認定制度の有無は異なる
監理団体	あり （非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制）	なし
支援機関	なし	あり （個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制）
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし（介護分野、建設分野を除く）
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動（2号、3号） （非専門的・技術的分野）	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 （専門的・技術的分野）
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

○ 外国の送出国とは(法第23条第2項)

団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐことができる者として主務省令で定める要件に適合するものをいう。

外国の送出国の要件

- (1) 所在する国の公的機関から技能実習の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐことができるものとして推薦を受けていること
- (2) 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者のみを適切に選定して、日本への送出しを行うこと
- (3) 技能実習生等から徴収する手数料その他の費用について、算出基準を明確に定めて公表するとともに、当該費用について技能実習生等に対して明示し、十分に理解をさせること
- (4) 技能実習を修了して帰国した者が、修得した技能を適切に活用できるよう、就職先のあっせんその他の必要な支援を行うこと
- (5) フォローアップ調査への協力等、法務大臣、厚生労働大臣、外国人技能実習機構からの要請に応じること
- (6) 当該機関又はその役員が、日本又は所在する国の法令に違反して、禁錮以上の刑又はこれに相当する外国の法令による刑に処せられ、刑の執行の終了等から5年を経過しない者でないこと
- (7) 所在する国又は地域の法令に従って事業を行うこと
- (8) 保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、技能実習生の日本への送出しに関連して、技能実習生又はその家族等の金銭又はその他の財産を管理しないこと
- (9) 技能実習に係る契約不履行について、違約金を定める契約や不当に金銭その他の財産の移転をする契約を締結しないこと
- (10) 技能実習生又はその家族等に対して(8)(9)の行為が行われていないことを技能実習生から確認すること
- (11) 過去5年以内に偽造・変造された文書の使用などの行為を行っていないこと
- (12) その他、技能実習の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐために必要な能力を有すること

二国間取決めを作成した国

- 送出国の政府が、上記(1)～(12)の確認を行い、適切な送出国を認定する。

作成のねらい

- 日本と送出国が技能実習を適正かつ円滑に行うために連携を図ること

実施事項の骨子

日本側

- 技能実習法の基準に基づき、監理団体の許可・技能実習計画の認定を適切に行う。
- 送出国側が認定した送出機関及び認定を取り消した送出機関を日本で公表し、送出国側が認定した送出機関からの技能実習生のみを受け入れる。
- 監理団体・実習実施者に対して、許認可の取消や改善命令を行った場合は、その結果を送出国側に通知する。

送出国側

- 本協力覚書の認定基準に基づき、送出機関の認定を適切に行う。
 - ・ 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者を選定すること
 - ・ 帰国した者が技能等を活用できるよう就職先のあっせんその他の支援を行うこと
 - ・ 保証金の徴収、違約金契約をしないこと
 - ・ 技能実習生に対する人権侵害をしないこと
- 送出機関の認定を取り消したときは、日本側に通知する。
- 日本側から不適切な送出機関についての通知を受けたときは、調査を行い適切に対処する。また、その結果を日本側に通知する。

両国共通の事項

- 技能実習制度についての定期的な意見交換

作成状況：計14か国
(R5.7月時点)

ベトナム (H29.6月)、カンボジア (H29.7月)、インド (H29.10月)、フィリピン (H29.11月)、ラオス (H29.12月)、モンゴル (H29.12月)、バングラデシュ (H30.1月)、スリランカ (H30.2月)、ミャンマー (H30.4月)、ブータン (H30.10月)、ウズベキスタン (H31.1月)、パキスタン (H31.2月)、タイ (H31.3月)、インドネシア (R1.6月)

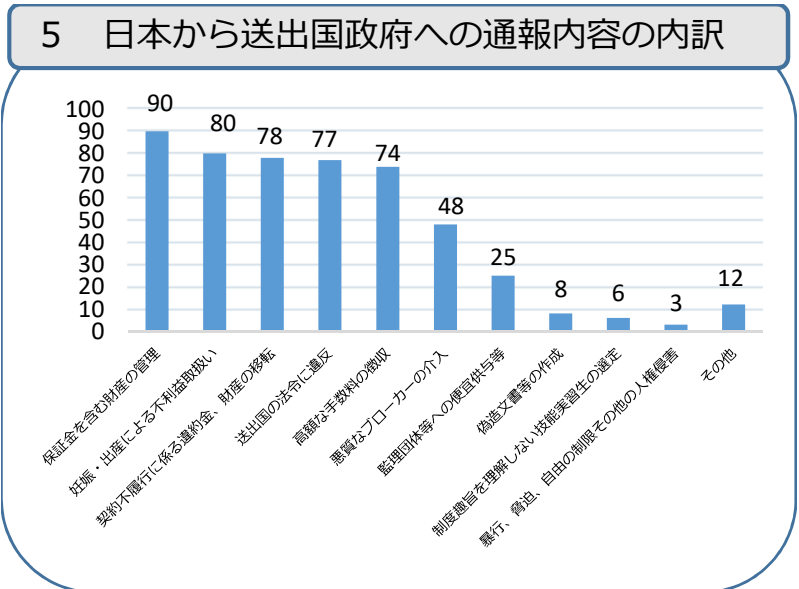
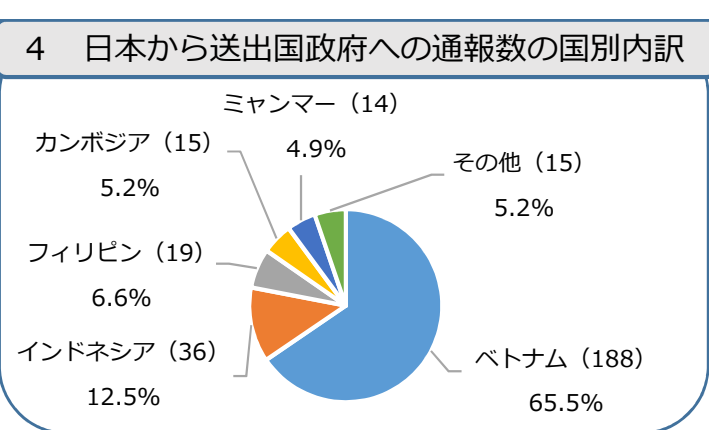
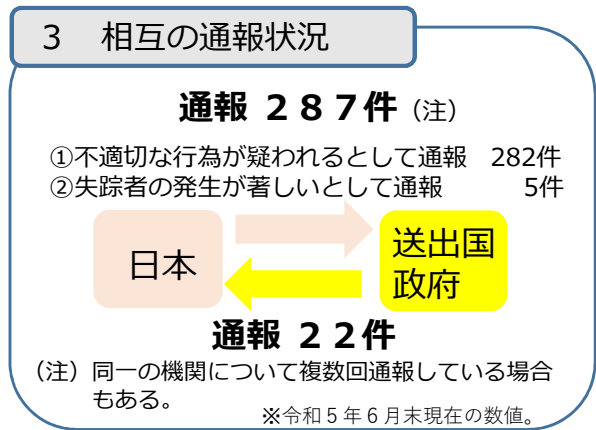
- これまで（2023年6月末現在）日本から送出国政府に対して認定送出機関の不適正事案287件を通報した。通報内容で最も多いのは「保証金を含む財産の管理」、次いで「妊娠・出産による不利益取扱い」である。
- 送出国においては、日本からの通報を受けて認定送出機関に対する所要の調査を行った上、処分や指導を行う。処分等を終えた事案では34機関が送出機関の認定が取り消されている。

1 MOC作成国（14カ国）
ベトナム（2017.6.6）、カンボジア（2017.7.11）、インド（2017.10.17）、フィリピン（2017.11.21）、ラオス（2017.12.9）、モンゴル（2017.12.21）、バングラデシュ（2018.1.29）、スリランカ（2018.2.1）、ミャンマー（2018.4.19）、ブータン（2018.10.3）、ウズベキスタン（2019.1.15）、パキスタン（2019.2.26）、タイ（2019.3.27）、インドネシア（2019.6.25）

2 認定送出機関数（全1,851機関）

国名	機関数	国名	機関数
ベトナム	423	カンボジア	101
インドネシア	369	スリランカ	97
ミャンマー	330	バングラデシュ	71
フィリピン	252	その他	208

※令和5年6月末現在の数値。



6 送出国における日本からの通報に対する対応状況

不適切な行為が疑われるとして通報した機関	全215機関
①送出機関としての認定を取り消された機関	34機関
②送出国政府による指導等が行われ改善されたと報告があった機関	25機関
③送出国政府による調査の結果、不適切な行為が認められなかったと報告のあった機関	11機関
④送出国政府において調査中の機関	145機関
失踪者の発生が著しいとして通報した機関	全5機関
①送出機関としての認定を取り消された機関	4機関
②日本側において一定期間新規受入れ停止中の機関（改善が認められていない機関）	1機関
③日本側において改善されたと認めた機関	0機関

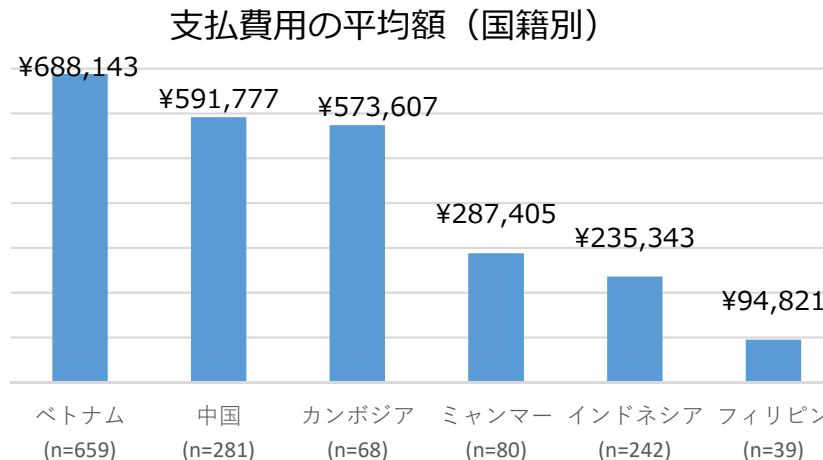
(注) 相手国政府の報告に基づく。

技能実習生が来日前に母国の送出国機関や仲介者（送出国機関以外）に支払った費用の平均額は 54万2,311円

母国の送出国機関や仲介者（送出国機関以外）への手数料の支払の有無とその金額

<支払の状況> (n=2,182)

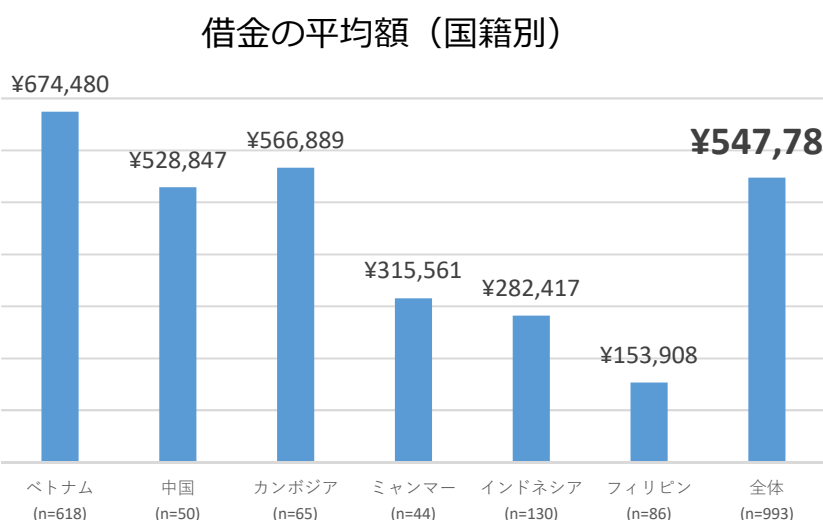
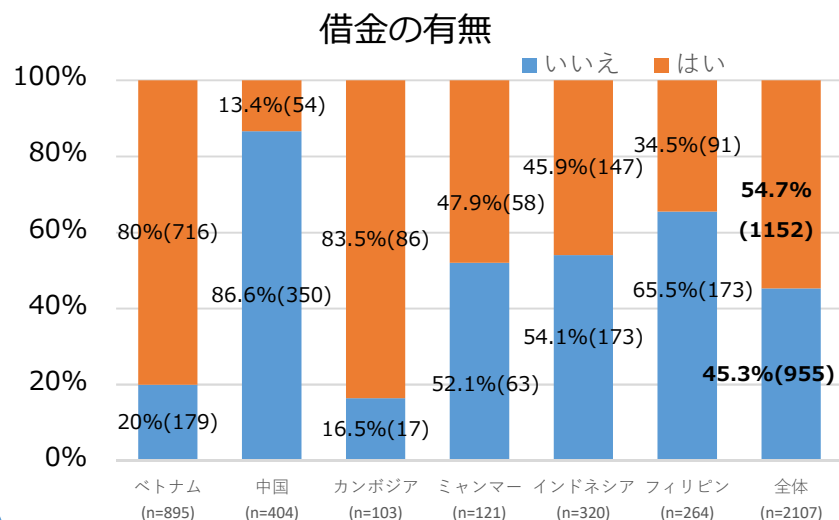
支払あり	送出国機関のみ	1,572人
	仲介者（送出国機関以外）のみ	11人
	送出国機関及び仲介者の双方	231人
いずれにも支払なし		294人
いずれか一方への支払について不明		74人



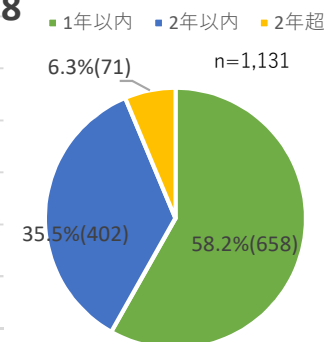
支払額の平均 (n=1,369)
542,311円

来日前に借金をしている者は全体の約55%。借金の平均額は54万7,788円

借金の有無とその金額



借金をしている (していた) 者の返済期間



特定技能制度に関する二国間取決め

作成のねらい

- 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介在防止のため

取決め事項の骨子

※ 送出国機関や受入れ機関の認定に関する二国間の取決めなし



- 情報共有
 特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。
 この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関与する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。
 - 保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収等
- 問題是正のための協議
 定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。

署名状況（16か国） （R5.7月時点）

フィリピン（H31.3.19）、カンボジア（H31.3.25）、ネパール（H31.3.25）、ミャンマー（H31.3.28）、モンゴル（H31.4.17）、スリランカ（R1.6.19）、インドネシア（R1.6.25）、ベトナム（R1.7.1文書交換）、バングラデシュ（R1.8.27）、ウズベキスタン（R1.12.17）、パキスタン（R1.12.23）、タイ（R2.2.4）、インド（R3.1.18）、マレーシア（R4.5.26）、ラオス（R4.7.28）、キルギス（R5.7.6）

特定技能MOCに基づく送出国政府への通報状況

- これまで（2023年7月末現在）日本から送出国政府に対して送出国機関の不適正事案19件を通報した。通報内容で最も多いのは「高額な手数料」の疑いであり、次いで「送出国の法令に違反」の疑いである（「その他」を除く）。
- 送出国においては、日本からの通報を受けて送出国機関に対する所要の調査を行った上、指導等を行っている。

1 MOC作成国（16カ国）

フィリピン（2019.3.19）、カンボジア（2019.3.25）、ネパール（2019.3.25）、ミャンマー（2019.3.28）、モンゴル（2019.4.17）、スリランカ（2019.6.19）、インドネシア（2019.6.25）、ベトナム（2019.7.1）、バングラデシュ（2019.8.27）、ウズベキスタン（2019.12.17）、パキスタン（2019.12.23）、タイ（2020.2.4）、インド（2021.1.18）、マレーシア（2022.5.26）、ラオス（2022.7.28）、キルギス（2023.7.6）

2 特定技能送出国における送出国機関の利用状況

送出国機関の利用状況	国名
送出国機関の利用が必須の国	フィリピン、カンボジア、ミャンマー、ベトナム、モンゴル、ラオス
送出国機関の利用が任意の国	バングラデシュ、ネパール、スリランカ、インドネシア、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インド

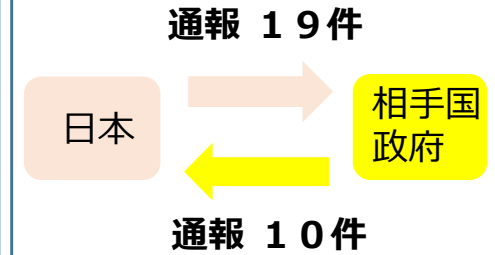
※マレーシア及びキルギスについては調整中。

3 認定送出国機関数（全1,393機関）

国名	機関数	国名	機関数
インドネシア※	354	タイ	129
ベトナム	354	カンボジア	100
フィリピン	201	バングラデシュ	75
ミャンマー	179		

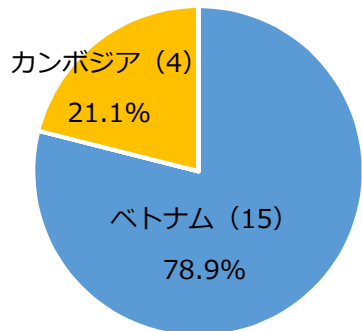
※モンゴルは政府機関であるGOLWSのみ、ラオス及びキルギスについては調整中。また、インドネシアはP3MI（インドネシアの職業紹介事者）の数。

4 相互の通報状況



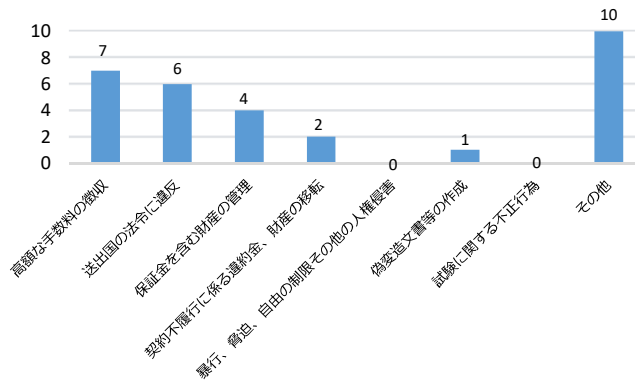
※同一の機関について複数回通報している場合もある。

5 日本から送出国政府への通報数の国別内訳



※いずれも2023年7月現在の数値。

6 日本から送出国政府への通報内容の内訳



※一度の通報に複数の内容が含まれる場合もある。

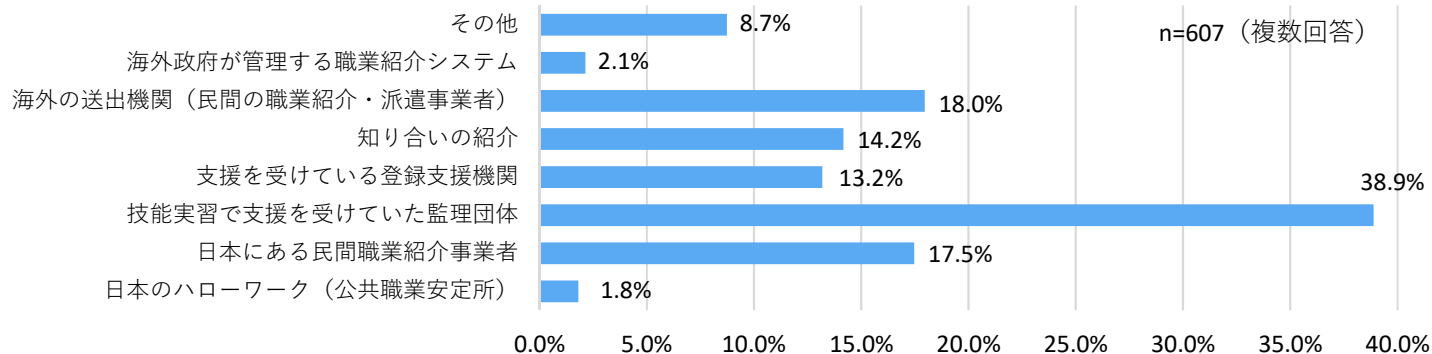
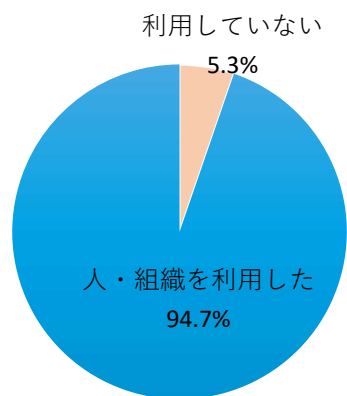
7 送出国における日本からの通報に対する対応状況

不適切な行為が疑われるとして通報した機関	全19機関
①送出国機関としての認定を取り消された機関	0機関
②送出国政府による指導等が行われ改善されたと報告があった機関	2機関
③送出国政府による調査の結果、不適切な行為が認められなかったと報告のあった機関	5機関
④送出国政府において調査中の機関	12機関

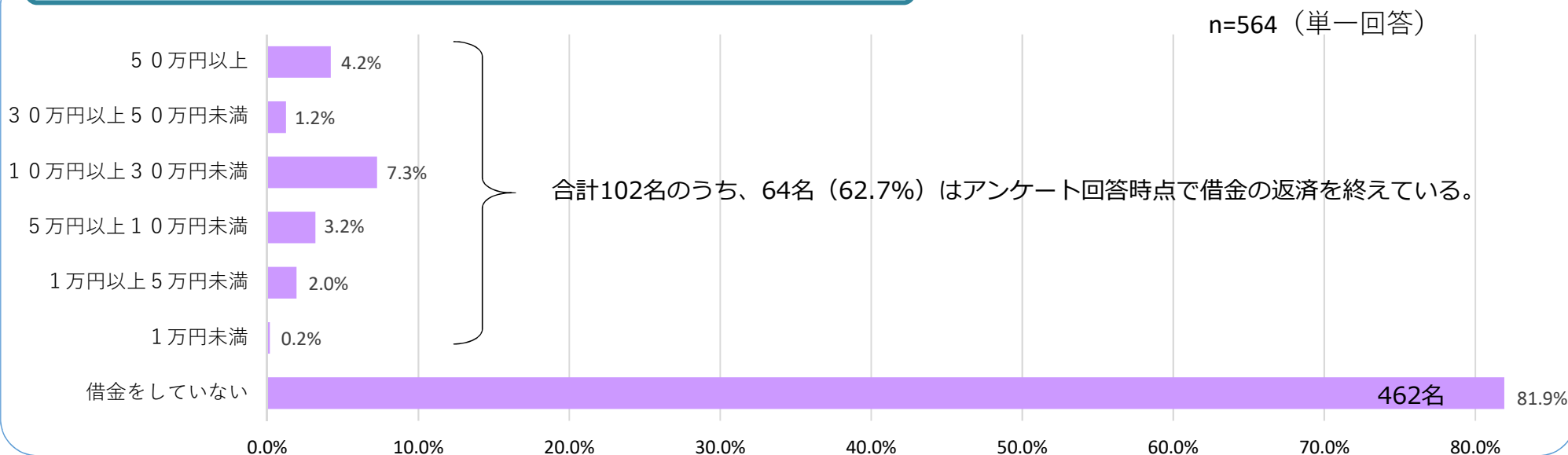
※指導・処分等については、相手国政府からの報告に基づく。
※同一の機関に複数回通報している場合もあるため、機関数とは一致しない。

- 特定技能の求職において仲介者（国内外問わない。）を利用していた外国人の割合は95%
- そのうち、当該仲介者へ支払う手数料を借金で賄っている者の割合は約18%

特定技能の求職における仲介機関の利用の状況



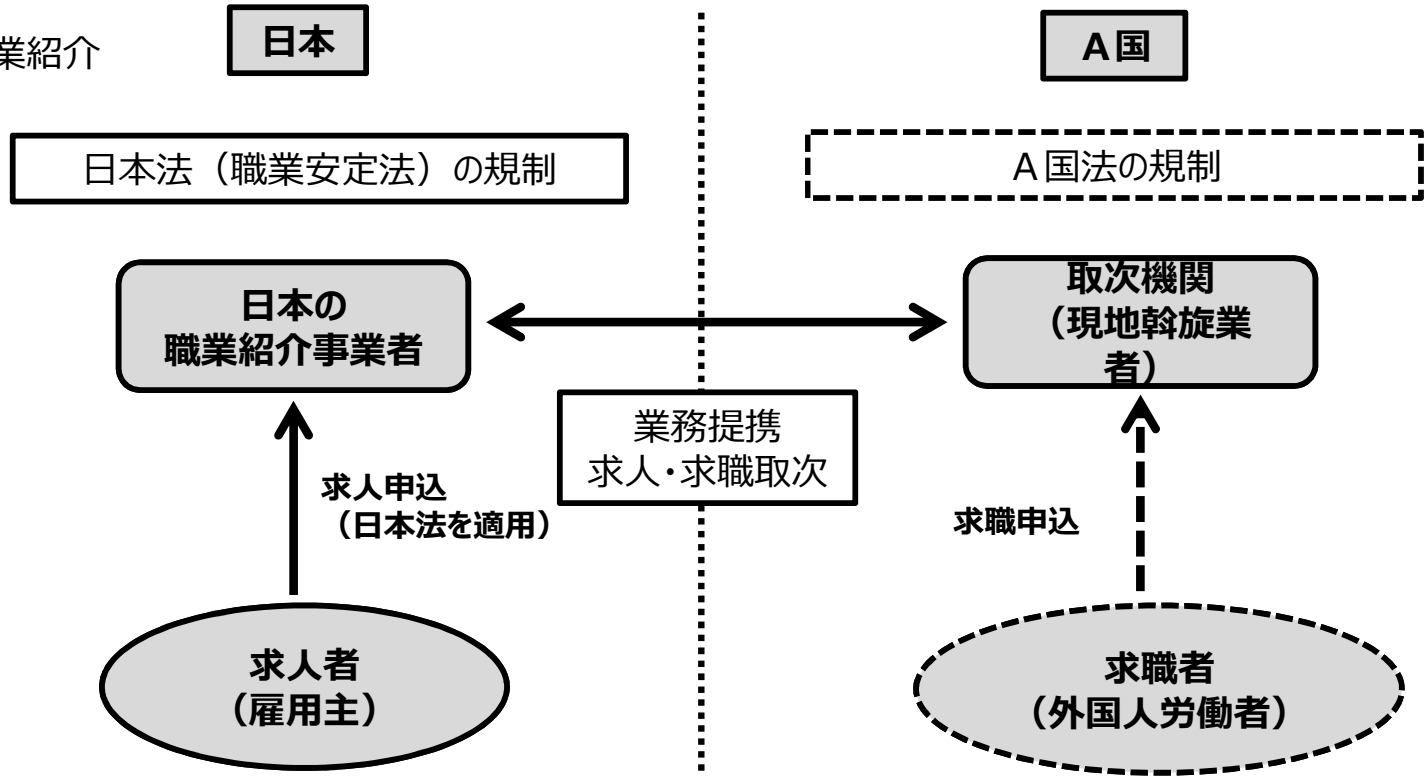
仲介機関に支払った手数料を借金で賄った金額及び人数



国外にわたる職業紹介について①

- 国外にわたる職業紹介を行う場合には、国外の取次機関を申告させることにより、事業全般の適正な実施を国内の職業紹介事業者に対して求めている。
- ※ 職業紹介事業者の許可審査において、以下の事項等を確認。
 - ・ 取次機関が相手先国において活動を認められているものか。
 - ・ 届け出た国を相手先国として職業紹介を行うか。
 - ・ 入管法等関係法令及び相手先国の法令を遵守するか。
 - ・ 職業紹介事業者や求人者が、求職者に対して渡航費用の貸し付けを行わないか。

(参考)
国外にわたる職業紹介



国外にわたる職業紹介について②

○ 職業安定法（抄）

第三十一条 厚生労働大臣は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

- 一 申請者が、当該事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。
- 二 個人情報適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
- 三 前二号に定めるもののほか、**申請者が、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。**

○ 職業紹介事業の業務運営要領（抄）

有料職業紹介事業許可基準

3 法第31条第1項第3号の要件（1及び2のほか、申請者が当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること）

(4) 適正な事業運営に関する要件

ホ 国外にわたる職業紹介に関する要件

- (イ) 国外における職業紹介を実施するに当たっては、法第32条の12第1項の規定により取扱職種の種類等として届け出た国以外を相手先国として職業紹介を行うものでないこと。
- (ロ) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、入管法その他の出入国関係法令及び相手先国の法令を遵守して行うものであること。
- (ハ) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、求職者に対して渡航費用その他を貸し付け、又は求人者がそれらの費用を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行うものでないこと。
- (ニ) **国外にわたる職業紹介を行うに当たり、取次機関を利用するときは、次に該当する取次機関を利用するものでないこと。**
 - (a) 相手先国において活動を認められていないもの。
 - (b) 職業紹介に関し、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理し、求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結し、又は求職者に対して渡航費用その他の金銭を貸し付けるもの。
 - (ホ) 職業紹介に関し、求職者が他者に保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理され、又は他者が求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していることを認識して、当該求職者に対して職業紹介を行うものでないこと。

※「取次機関」とは、法の施行地外の地域における求人又は求職の申込みについて取次ぎを行う機関をいい、国外にわたる職業紹介を行おうとする場合であって、取次機関を利用しようとするときは、相手先国において、当該取次機関の活動が認められていることを証明する書類等を厚生労働大臣に対し提出することが必要となっている。

海外に移動する送出国の移住労働者の現状

- 多くのアジア諸国では、近隣国や中東への海外労働移動が多く、ベトナムを除き、日本への移動は一部にとどまる。
- 一定の労働力確保が維持されるようにするには、優良国（フィリピン、インドネシア）だけでなく、ベトナムなどの問題がみられる国に対しても、問題の是正を段階的に図りつつ、受入環境を改善していくことが必要である。

送出国	2022年(*2) 技能実習生数、 1人当たりGDP	海外に移動する移住労働者数（フロー、単位：千人、割合(%)）(*1)						備考(*3) 2022年に新規入国した 外国人就労者数、 技能実習生数
		時点、合計	このうち、主要な移動先(国・地域)と日本					
ベトナム	176,346人	2022年	台湾	日本	韓国	ルーマニア		(就)101,820人
	4,087米ドル	143.0	59.3(41.5%)	56.2(39.3%)	9.5(6.6%)	0.0(0.0%)		(実)87,586人
インドネシア	45,919人	2022年	香港	台湾	マレーシア	韓国	日本	(就)42,090人
	4,798米ドル	201.0	60.1(29.9%)	53.5(26.6%)	43.2(21.5%)	11.6(5.8%)	5.8(2.9%)(*5)	(実)32,385人
フィリピン	29,140人	2019年	サウジアラビア	UAE	シンガポール	香港	日本	(就)26,046人
	3,623米ドル	1649.0	412.5(25.0%)	266.9(16.4%)	163.5(9.9%)	159.1(9.6%)	33.8(2.0%)	(実)16,103人
中国	28,802人	2019年	マカオ	香港	日本	シンガポール		(就)27,325人
	12,814米ドル	487.5(*6)	66.8(13.7%)	52.3(10.7%)	41.3(8.5%)	36.5(7.5%)		(実)13,906人
ミャンマー	17,034人	2019年	タイ	マレーシア	日本	韓国		(就)14,676人
	1,053米ドル	330.3	238.1(72.1%)	78.8(23.8%)	6.7(2.0%)	4.8(1.4%)		(実)11,881人
カンボジア	11,434人	2020年	タイ	日本	韓国	シンガポール		(就)7,986人
	1,785米ドル	23.0	18.6(80.9%)	3.1(13.5%)	0.9(3.9%)	0.0(0.0%)		(実)7,211人
ネパール	1,266人	2021-22年	サウジアラビア	カタール	UAE	マレーシア	日本	(就)4,510人
	1,332米ドル	630.0	188.7(30.0%)	184.9(29.3%)	122.6(19.5%)	36.6(5.8%)	5.7(0.9%)	(実)997人
スリランカ	1,162人	2022年	クウェート	カタール	サウジアラビア	UAE	日本	(就)2,862人
	3,362米ドル	300.0	76.6(25.5%)	70.0(23.3%)	51.4(17.1%)	-(*4)	4.4(1.5%)	(実)685人
インド	434人	2022年	サウジアラビア	クウェート	UAE	オマーン	日本	(就)5,515人
	2,379米ドル	373.0	178.6(47.9%)	71.4(19.1%)	33.2(8.9%)	32.0(8.6%)	5.5(1.5%)(*7)	(実)386人

(*1) 中国、ミャンマー、ネパールを除き、ADB・OECD・ILO「Labor Migration in Asia: Changing Profiles and Processes」(2023)（「移住労働者」を定義しておらず、その定義は各国により異なる。）から引用。中国は商務部「中国対外労働合作発展報告2019-2020」、ミャンマーはILO Stat、ネパールは労働雇用・社会保障省「Nepal Labour Migration Report」(2022)から引用。また、フィリピンは予備データ。(*2) 在留外国人統計、IMF「World Economic Outlook」(2023)。(*3) 出入国管理統計。(*4) 「-」は記載がないもの。(*5) 技能実習生を含んでいない。(*6) 目的地(国)が判明している人数。(*7) データ非公表のため参考値として出入国管理統計の新規入国の外国人就労者数(2022年)を参照。

韓国

一般雇用許可制（E-9ビザ）

2003年制定の「外国人労働者の雇用等に関する法律」に定められた「雇用許可制」（Employment Permit System:EPS）に基づき、非熟練労働者に就労が認められる在留資格。

「雇用許可制」は、国内労働市場で必要な労働力を調達できない企業が、外国人労働者を合法的に雇用するための制度であり、一般雇用許可制と韓国系外国人労働者を対象とする特別雇用許可制がある。

二国間協定の締結国	フィリピン、モンゴル、スリランカ、ベトナム、タイ、インドネシア、ウズベキスタン、パキスタン、カンボジア、中国、バングラデシュ、ネパール、キルギス、ミャンマー、東ティモール、ラオスの16か国。受入れ対象者は締結先国の国籍者に限定。
協定（覚書）の概要	韓国語試験受験年齢、求職者の選抜基準、送出国における透明性の確保、健康診断の実施、韓国語試験合格者に対する事前教育義務（韓国語、韓国文化の理解等）、無断離脱の防止、労働者の帰国担保 等 → 送り出し国の責任の明確化を掲げ、韓国政府と送出国政府との間の二国間協定として、求職者の選抜要件・方法・期間と相互の権利義務等に関する覚書を交わし、送出国政府にも一定の責任があることを明確にしている。
受入分野	製造業、建設業、サービス業、農畜産業、漁業
在留者数	21万7,729人（2021年）
受入数上位の国	カンボジア（14.0%）、ネパール（13.7%）、ベトナム（12.6%）、インドネシア（10.2%）、フィリピン（9.5%）、タイ（9.3%）（2020年5月）
職業あっせん	送出国政府が作成した求職者名簿に基づき、韓国政府（雇用支援センター）が使用者に対し、求職者名簿の中から求人要件に適った人材（求人3倍）を推薦する。
需給調整等	・労働市場テストを義務付け ・受入人数の総量規制（クオータ制）及び業種や事業所規模別の雇用許可人数を定めている（2021年合計：5万2千人）
技能要件	「外国人労働者の雇用等に関する法律」に基づき大統領令に定める体力評価、面接評価及び基礎機能評価
語学要件	韓国語能力試験で200点満点基準で80点以上取得
在留期間	3年（1年10か月の延長可、1か月以上の一時帰国を経た再入国を含めれば最大9年8か月在留可）
家族の帯同	不可

台湾

客工（Guest Workers）制度

1992年制定の「就業服務法」第46条で「海洋漁業」、「家庭ヘルパーや介護スタッフ（家事サービス労働者）」、「中央主管機構指定の重要プロジェクトや経済社会発展に関する職」の3分野において非熟練労働者に就労が認められる制度。
非熟練労働者は、「人口密度が高い地域において、労働者が移民として移住する条件が揃っておらず、同時に域内労働者の就職機会、労働条件に影響を及ぼさず、経済発展を促進することを前提とする、補助的な客工（Guest Workers）」として位置づけられている。

二国間協定の締結国	インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、モンゴルの6か国。受入れ対象者は締結先国の国籍者に限定。
協定（覚書）の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入れ人数、就労可能職種、滞在可能期間 ・ 受入れ人数の総量は台湾政府（労働部）が調整し、個別の協定（各就業分野における二国間協定）に基づく形で決定。 ・ フィリピンとは3つの二国間協定に署名しており、労働者の権利に関する議論が技術作業部会内で毎年行われている。 ・ 2015年には介護労働者の最大の送り出し国であるインドネシアから自国の在宅介護労働者に対して「基本給の値上げ、労働時間の限定、宿舍の提供」という3点の改善要求が出され、2018年からの賃金交渉という形で調整された。
受入れ分野	家庭介護者、家庭サービス労働者、施設介護者、製造業務、建設業務、海洋漁業務、畜産業務
在留者数	72万5,367人（2022年11月末）
受入れ数上位の国	ベトナム（35.3%）、インドネシア（34.1%）、フィリピン（21.4%）、タイ（9.2%）（2022年11月末）
職業あっせん	台湾労働部の許可を得た民間の仲介事業者が現地の送出国と連携し、現地労働者を確保。政府は、仲介事業者が外国人労働者から徴収する仲介費について公定価格を設定し、仲介事業者のランク付けを行う等して仲介事業者を管理。
需給調整等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働市場テストを義務付け ・ 「外国人の就業サービス法」において外国人非熟練労働者の受入れ人数に関する規則が定められている ・ 業種や企業規模により外国人雇用上限率が定められており、各企業は非熟練労働者を自由に雇用することはできない
在留期間	最大12年間の期間を超えない範囲で雇用が許可される。 家事サービス業及び介護業においては14年まで延長可。
家族の帯同	不可

本資料（12、13ページ）は技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（第2回）の参考資料2「諸外国における非専門的・非技術的分野の外国人労働者受入れ制度について」を基に、以下の引用・参考文献から情報を追加した。

- ・ 城本るみ（2017）『外国人介護労働者の受け入れに関する課題：台湾の経験から』「人文社会論叢」4号，pp.105,112（<http://hdl.handle.net/10129/00006442>）
- ・ 独立行政法人労働政策研究・研修機構（2018）『諸外国における外国人材受入制度—非高度人材の位置づけ—イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、韓国、台湾、シンガポール—』
- ・ EY新日本有限責任監査法人（2022）令和4年度出入国在留管理庁委託調査事業『諸外国における外国人の受入制度及び受入環境整備に係る調査・研究報告書』

韓国の雇用許可制における渡航前の支払手数料料額

韓国の雇用許可制では、職業あっせんは送出国政府が作成した求職者名簿に基づき、韓国政府（雇用支援センター）が行うこととなっているが、非公式手数料や民間ブローカー費用を支払った者が発生している。

雇用許可制で韓国入国までにかかった費用（2015年）

単位：万ウォン、N

		ベトナム	カンボジア	インド ネシア	ネパール	スリランカ	タイ	フィリピン	ウズベキ スタン	ミャンマー	バングラ デシュ	その他	全体
総費用	平均	356.3	233.6	353.7	221.3	274.2	192.6	200.8	329.5	237.8	231.6	221.9	267.2
	回答数	234	235	169	175	154	145	130	61	93	60	51	1,506
韓国語試験 教育費	平均	45.6	37.6	64.2	33.7	39.6	50.6	38.1	79.7	48.7	38.5	31.3	44.3
	回答数	136	196	128	164	133	112	86	34	81	49	33	1,151
韓国語試験 受験料と経費	平均	30.4	17.8	31.9	23.6	17.6	14.1	35.4	56.4	6.6	21.1	20.9	22.6
	回答数	95	191	131	139	129	106	88	17	80	47	35	1,057
直接費用 (航空費等)	平均	210.7	160.3	195.6	150.5	170.1	109.6	125.1	199.3	117.2	129.6	169.6	162.1
	回答数	234	235	169	175	154	145	130	61	93	60	51	1,506
海外出国負担金	平均	115.9	26.6	71.0	18.8	54.1	58.3	30.6	114.7	112.9	36.4	17.7	55.9
	回答数	56	30	100	113	66	44	60	16	36	42	12	575
非公式費用 (賄賂・あっせ ん手数料)	平均	70.2	16.0	27.4	10.7	42.7	50.4	39.2	85.4	20.0	24.1	69.0	40.4
	回答数	34	13	52	15	24	25	12	10	11	15	7	218
民間ブローカー 費用	平均	288.2	89.6	81.3	0.0	61.7	32.0	19.4	223.8	265.0	55.0	30.0	138.0
	回答数	46	8	44	0	20	11	10	7	2	9	3	161
その他	平均	90.9	106.7	51.9	30.2	54.6	47.3	41.8	26.2	86.9	41.5	25.0	63.5
	回答数	55	44	44	44	50	15	21	3	21	19	5	321

(出所) 韓国産業人力公団（2015）をもとに作成

(出所注) 各項目のケースの数と平均は0と欠損値を除いた有効回答のみ算出したもの。ただし、総費用は各項目の合計であり、全ケースが含まれる。

(注) 調査対象年の雇用許可制下で在留する外国人労働者を対象とした調査結果（n=1,975）

(出典) 加藤真（2021）「現地調査からみる、韓国・雇用許可制の実態」三菱UFJリサーチ&コンサルティング政策研究レポート